

## 平成23年度 水質検査結果（地下水 底部）

		項目	単位	基準値	4月26日	7月13日	10月19日	1月12日
環境基本法「地下水の水質汚濁に係る基準」（人の健康に関する技術上の基準を定める省令）	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	1 アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
		2 総水銀	mg/ℓ	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
		3 カドミウム	mg/ℓ	0.01以下 環0.003以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003
		4 鉛	mg/ℓ	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		5 六価クロム	mg/ℓ	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
		6 砒素	mg/ℓ	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		7 全シアン	mg/ℓ	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
		8 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/ℓ	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
		9 トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		10 テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		11 ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
		12 四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
		13 1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
		14 1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.02以下 環0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		15 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
		18 1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
		19 ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		20 チウラム	mg/ℓ	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
		21 シマジン	mg/ℓ	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
		22 チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
		23 セレン	mg/ℓ	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
—		24 電気伝導率	mS/m	—	46.7	43.2	17.2	36.5
環境基本法		25 ふっ素	mg/ℓ	0.8以下	<0.05	<0.05	0.07	<0.05
		26 ほう素	mg/ℓ	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		27 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	10以下	1.2	0.7	0.6	1.2
		28 塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
		29 1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
DXN類対策措置法		30 ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	1以下	—	0.023	—	

※ 不等号記号「<」で表記されているのは、定量下限値未満を示します。定量下限値とは、精度が十分である分析機器で、求めることができる最低保証値をいいます。

※ pg(ピコグラム) = 1兆分の1gを表す単位 TEQ(毒性等量) = ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

※ 電気伝導率単位 mS/m(ミリジーメンス毎メートル) = 電気のおしやすさを示す物性値。抵抗率の逆数。

平成23年度 水質検査結果 (地下水 沢部)

根拠法令等	項目	単位	基準値	4月26日	7月13日	10月19日	1月12日	
環境基本法「地下水の水質汚濁に係る基準」(人の健康に関する技術上の基準を定める省令)	1	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	2	総水銀	mg/l	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	3	カドミウム	mg/l	0.01以下 環0.003以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003
	4	鉛	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	5	六価クロム	mg/l	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	6	砒素	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	7	全シアン	mg/l	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	9	トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	10	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	11	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	12	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	13	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下 環0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	19	ベンゼン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	20	チウラム	mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	21	シマジン	mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	22	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	23	セレン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	一	24	電気伝導率	mS/m	-	15.1	19.9	14.6
環境基本法	25	ふっ素	mg/l	0.8以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	26	ほう素	mg/l	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	0.3	0.1	<0.1	0.4
	28	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	29	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
DXN類対策特措法	30	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	-	0.021	-	

※ 不等号記号「<」で表記されているのは、定量下限値未満を示します。定量下限値とは、精度が十分である分析機器で、求めることができる最低保証値をいいます。

※ pg(ピコグラム) = 1兆分の1gを表す単位 TEQ(毒性等量) = ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

※ 電気伝導率単位 mS/m (ミリジーメンス毎メートル) = 電気のおしやすさを示す物性値。抵抗率の逆数。

## 平成23年度 水質検査結果（放流水）

根拠法令等	項目	単位	基準値	4月26日	7月13日	10月19日	1月12日	
水質汚濁防止法に係る排水基準（健康項目）	1	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	
	2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01	
	4	鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01	
	5	有機リン化合物	mg/l	1以下	<0.05	<0.05	<0.05	
	6	六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	<0.05	<0.05	<0.05	
	7	砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01	
	8	シアン化合物(全シアン)	mg/l	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	
	9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	10	トリクロロエチレン	mg/l	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	11	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	12	ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	<0.002	<0.002	<0.002	
	13	四塩化炭素	mg/l	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	14	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	15	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	20	チウラム	mg/l	0.06以下	<0.006	<0.006	<0.006	
	21	シマジン	mg/l	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	
	22	チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02	
	23	ベンゼン	mg/l	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	24	セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	<0.01	<0.01	<0.01	
	25	ほう素及びその化合物	mg/l	50以下	<1	<1	<1	
	26	ふっ素及びその化合物	mg/l	15以下	<0.5	<0.5	<0.5	
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	200以下	<0.5	<0.5	<0.5	
	水質汚濁防止法に係る排水基準（生活環境項目）	28	水素イオン濃度(pH)	-	5.8~8.6	7.2	6.9	7.5
		29	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	10以下	<0.5	<0.5	<0.5
		30	化学的酸素要求量(CODMn)	mg/l	10以下	2.3	2.1	0.6
		31	浮遊物質(SS)	mg/l	10以下	<1	2	1
		32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	5以下	<2	<2	<2
		33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	30以下	<2	<2	<2
		34	フェノール類含有量	mg/l	5以下	<0.5	<0.5	<0.5
		35	銅含有量	mg/l	3以下	<0.1	<0.1	<0.1
		36	亜鉛含有量	mg/l	2以下	<0.1	<0.1	<0.1
		37	溶解性鉄含有量	mg/l	10以下	<0.1	<0.1	<0.1
		38	溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下	<0.1	<0.1	<0.1
		39	クロム含有量	mg/l	2以下	<0.05	<0.05	<0.05
		40	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日平均3,000以下	<10	<10	<10
		41	窒素含有量	mg/l	10以下	1.4	1.2	0.8
		42	燐含有量	mg/l	16以下	0.21	0.13	0.14
DXN類対策特措法		43	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10以下	-	0.0023	-

※ 不等号記号「<」で表記されているのは、定量下限値未満を示します。定量下限値とは、精度が十分である分析機器で、求めることのできる最低保証値をいいます。

※ pg(ピコグラム) = 1兆分の1gを表す単位 TEQ(毒性等量) = ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値